

加古川市分別収集計画（第7期）

1. 計画策定の意義

社会経済活動の発展は、国民生活を物質的に豊かにする一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させた。

持続可能な社会の実現には、従来の「大量生産、大量消費、大量廃棄」にみられる社会経済活動やライフスタイルを見直し、資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「低炭素社会」、「循環型社会」を形成していくことが喫緊の課題である。

持続可能な社会の実現のためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場において、その役割を認識し、行動していくことが重要である。

加古川市（以下「本市」という。）では、平成23年3月に「加古川市総合計画」を改定し、「ひと・まち・自然を大切にし ともにはぐくむまちづくり」の実現に向けて、様々な施策を実施しているところである。また、平成25年3月には「加古川市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、先に挙げた循環型社会の形成に向け、廃棄物の更なる減量・資源化・適正処理を推進し、快適な生活環境を創出する取り組みを進めることとしている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の減量及び再資源の十分な利用等を通じて循環型社会の構築の一助とするため、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものであり、これらの取り組みを公表するものとする。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の排出量の抑制、資源の有効利用、最終処分場の延命化に資するとともに、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

2. 基本の方針

本計画を実施するにあたっての基本の方針は以下のとおりである。

- (1) 市民・事業者・行政が一体となって、環境への負荷の低減に配慮して行動し、快適な地域社会の実現をめざす。
- (2) ごみの発生と排出抑制を最優先課題とし、リデュース、リユース、リサイクルを実践できる社会を実現する。
- (3) 市民・事業者と行政の課題の共有化を図り、一体となって取り組むための仕組みを構築する。
- (4) 平成24年4月に開設した「加古川市資源化センター」並びに、同年7月に改正した「加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により資源物収集量の増加を図り、資源化率の向上をめざす。
- (5) 本計画並びに取り組みをホームページ等で公開する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成26年4月を始期とする5カ年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装（白色トレイを含む。）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	13,314.4	13,205.2	13,094.3	12,935.3	12,741.1

【内訳】

（単位：t）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
主としてスチール製の容器	488.5	484.5	480.4	474.6	467.5
主としてアルミ製の容器	112.7	111.8	110.9	109.5	107.9
無色のガラス製容器	1,327.7	1,316.8	1,305.7	1,289.9	1,270.5
茶色のガラス製容器	951.9	944.1	936.2	924.8	910.9
その他のガラス製容器	501.0	496.9	492.7	486.7	479.4
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	601.2	596.3	591.3	584.1	575.3
主として段ボール製の容器	1,227.5	1,217.4	1,207.2	1,192.5	1,174.6
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	2,605.3	2,583.9	2,562.2	2,531.1	2,493.1
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	613.7	608.7	603.6	596.3	587.3

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	4,884.9	4,844.8	4,804.1	4,745.8	4,674.6
うち白色トレイ	212.9	211.2	209.4	206.9	203.8
合計	13,314.4	13,205.2	13,094.3	12,935.3	12,741.1

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出量の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。

(1) 啓発活動の充実

- ① ごみ処理施設の見学会の開催、市民、事業者に対してのごみの排出量、処理経費及び処分場の現状等を示し、ごみの減量とリサイクルの重要性を周知する。
- ② 平成24年7月に改正した「加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により、容器包装廃棄物をはじめとする資源物の持ち去りを禁止していることを周知、徹底することにより、資源物の収集量の増加を図る。
- ③ 学校等の学習の場はもとより、ごみ減量・資源化の標語等の募集により、ごみを取り巻く現状と環境への影響、ごみ問題への認識を高める機会を増やす。
- ④ 本法により実施する分別収集の重要性についての認識を高めるとともに、チラシ、市広報、市ホームページ等により本計画の概要、本市における取り組み、分別排出の方法を周知する。
- ⑤ 環境セミナーを開催し、市民の環境問題への関心を高める。
- ⑥ 消費者団体と連携して3R運動、レジ袋の有料化を推進する。

(2) 再資源化の促進

- ① 集団回収活動の拡大を図るため、積極的な支援活動を実施する。
- ② 不用品リサイクル情報を掲載した情報誌を毎月発行し、ごみの減量化と市民意識の高揚を促進する。
- ③ 事業系一般廃棄物の中に多く含まれる紙類の分別について市内事業者に周知、徹底し、平成24年4月に開設した「加古川市資源化センター」に持ち込まれる紙類の増加を図る。

(3) ごみ減量、リサイクル等の推進販売店の拡大により排出抑制を図る。

- ① 簡易包装、レジ袋の減量、販売店におけるリサイクルの推進に協力する「スリムリサイクル宣言の店」制度による指定店数の増加を図る。
- ② 消費者団体、販売店との協力によるマイバッグ運動や詰替え商品の購入の啓発を図る。

(4) ごみ減量化、再資源化に向けた調査研究

- ① ごみ処理費用の公平な負担やごみの減量化を推進するため、粗大ごみの戸別訪問収集（有料化）について検討する。
- ② 事業系一般廃棄物に対して、資源ごみの分別排出、再資源化に向け資源リサイクルルートの構築を調査研究する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		かん
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色トレイ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量の見込み及び
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	26年度		27年度		28年度	
主としてスチール系の容器	310.9		311.2		313.7	
主としてアルミ製の容器	93.5		93.8		94.0	
無色のガラス製の容器	(合計)		(合計)		(合計)	
	875.9		876.0		877.6	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	842.7	33.2	842.8	33.2	844.4	33.2
茶色のガラス製の容器	(合計)		(合計)		(合計)	
	508.4		508.2		508.9	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	490.3	18.1	490.1	18.1	490.8	18.1
その他のガラス製の容器	(合計)		(合計)		(合計)	
	195.8		197.8		199.8	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	186.7	9.1	188.7	9.1	190.7	9.1
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが使用されているものを除く。)	91.8		94.3		96.9	
主としてダンボール製の容器	1,133.1		1,126.3		1,113.1	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)	
	588.1		627.4		669.7	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	—	588.1	—	627.4	—	669.7
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)	
	434.9		434.5		433.1	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	250.9	184.0	250.5	184.0	249.1	184.0

主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)	
	35.8		36.9		38.0	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	—	35.8	—	36.9	—	38.0
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)	
	26.6		27.4		28.2	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	—	26.6	—	27.4	—	28.2

	29年度		30年度	
主としてスチール系の容器	317.1		320.1	
主としてアルミ製の容器	94.3		94.1	
無色のガラス製の容器	(合計)		(合計)	
	887.7		900.4	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	854.5	33.2	867.2	33.2
茶色のガラス製の容器	(合計)		(合計)	
	515.2		523.4	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	497.1	18.1	505.3	18.1
その他のガラス製の容器	(合計)		(合計)	
	202.1		203.2	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	193.0	9.1	194.1	9.1
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが使用されているものを除く。)	99.8		102.9	
主としてダンボール製の容器	1,117.5		1,127.4	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計)		(合計)	
	716.0		766.6	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	—	716.0	—	766.6
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)の容器であって飲料ま	(合計)		(合計)	
	437.0		441.4	

たはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	253.0	184.0	257.4	184.0
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計)		(合計)	
	39.1		40.3	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	—	39.1	—	40.3
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)	
	29.0		30.0	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	—	29.0	—	30.0

※その他プラスチック製容器包装については、新クリーンセンターで焼却する過程で、サーマルリサイクルの熱源として活用しており、新たに分別収集することについては、平成34年度に供用開始予定の広域化によるごみ処理施設（本市、高砂市、稲美町、播磨町）での処理方法を今後検討する必要があるため、実施時期は未定である。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

直近5カ年の分別基準適合物等の収集実績の相加平均に人口変動率と施策効果を乗じて算出している。

また、人口は「兵庫県将来推計人口」に基づき、人口変動率を算定した。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
262,783人 (対前年度比) 0.28%減	262,034人 (対前年度比) 0.29%減	260,775人 (対前年度比) 0.48%減	259,516人 (対前年度比) 0.48%減	258,257人 (対前年度比) 0.49%減

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

現在実施している分別収集については、市による直営収集、民間業者による委託収集及び住民団体による集団回収等によって実施しており、引き続き現行の収集体制を継続する。平成22年度より分別収集に追加した、紙パック、雑がみ、蛍光灯、乾電池についても引き続き民間業者による委託収集を行う。平成24年度に開設した加古川市資源化センターへの紙資源の受入は、市民及び事業者による自己搬入とする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん類	委託業者による定期回収 店頭回収	民間業者
	アルミ製容器		委託業者による定期回収 集団回収、店頭回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	無色ガラスびん	委託業者による定期回収 店頭回収	民間業者
	茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん	委託業者による定期回収 店頭回収	民間業者
	その他の色のガラス製容器	その他ガラスびん	委託業者による定期回収 店頭回収	民間業者
紙類	主として紙製飲料容器	紙パック	委託業者による定期回収 集団回収、店頭回収、資源化センターへの自己搬入	民間業者
	主として段ボール製容器	段ボール	委託業者による定期回収 集団回収、資源化センターへの自己搬入	民間業者
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	委託業者による定期回収 資源化センターへの自己搬入	民間業者
プラスチック	主として（PET）製の容器	ペットボトル	委託業者による定期回収 店頭回収	民間業者
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	店頭回収	民間業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、分別収集を実施しているかん類、びん類、紙パック、段ボール、ペットボトル、雑がみについては、現行の委託業者の作業場において選別、保管を行うこととする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製容器	かん類	プラスチックコンテナ	パッカー車等	民間業者
主としてアルミ製容器		プラスチックコンテナ	パッカー車等	民間業者
無色のガラス製容器	無色ガラスびん	プラスチックコンテナ	平ボディ車等	民間業者

茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん	プラスチックコンテナ	平ボディ車等	民間業者
その他の色のガラス製容器	その他ガラスびん	プラスチックコンテナ	平ボディ車等	民間業者
主として紙製容器であって飲料を充てんするもの（アルミ使用除く）	紙パック	紐で縛る	平ボディ車等	民間業者
主として段ボール製の容器	段ボール	段ボール	平ボディ車等	民間業者
主として紙製の容器包装であって上記以外	雑がみ	紐で縛る等	平ボディ車等	民間業者
主として（PET）製の容器	ペットボトル	プラスチックコンテナ	パッカー車等	民間業者

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別排出指導の徹底

保健衛生協議会の組織として機能している保健衛生推進委員（約 500 人）の協力を得て排出抑制及び分別排出指導を徹底する。

(2) 集団回収の促進

自治会等の市民団体による集団回収を促進するため奨励金の交付、一時保管施設や回収機材等の購入費用の一部を補助する等の支援を行う。